

I 緑の基本計画について

1 緑の基本計画の概要

(1) 計画概要・改訂目的 ※第1回委員会資料内容を再掲

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

公園や緑道、遊歩道などの「都市施設」の緑地の整備や維持管理、身近で小規模な緑地から大規模な樹林地までの「土地利用」としての緑地の保全、住宅地や商店街、工場に至る民間施設及び公共施設などにおける緑化の推進に関する「緑の将来像」を描くとともに、これを実現するための様々な取り組みを体系的に位置づけた緑のオープンスペースに関する総合的な計画です。

本市では、平成6年に都市緑地保全法(現「都市緑地法」)が改正され、「緑の基本計画」の策定が規定されたことを受け、「府中市緑の基本計画」を平成11年に策定し、“グリーンシティ21ー緑ゆたかなふるさと府中を次世代にー”の実現を目指しました。加えて、その後、社会情勢の変化等に対応するため、計画を見直し「府中市緑の基本計画2009」を策定しました。

しかし、計画策定から10年近くが経過し、さらなる社会情勢の変化やそれらに対応するため法改正等が進められており、「防災」や「生物多様性」、「都市経営」などの観点も踏まえ、緑地の保全及び緑化の推進に取り組むことが求められつつあります。

そのため、時勢に適応した施策等を推進するため、「府中市緑の基本計画2009」の改定に向け検討を進めることとしました。

(2) 計画の位置付け等 ※第1回委員会資料内容を再掲

本計画は、都市緑地法により、総合計画に即した内容であるとともに、市町村マスタープランの内容とも適合し、加えて、環境基本計画及び景観計画と調和が保たれていることとされています。

2 緑の基本計画の記載内容

(1) 計画内容

都市緑地法に基づく計画のため、計画に定める事項が明記されています。計画書のとりまとめについては、市町村の独自性や創意工夫が求められていますが、以下の事項については、計画書への記載が必要となります。

※下線太文字箇所は、平成 29 年 6 月の法改正により変更された内容です。

① 必ず定める事項

- 緑地の保全及び緑化の目標 【現計画：P39】
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項 【現計画：P57～】

② 必要に応じ定める事項（任意事項）

- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針
その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項 【現計画：P50～51】

<都市緑地法運用指針記載内容（平成 29 年 6 月 15 日改定）>
平成 29 年改正法による都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度や P F I 制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針についても定めることが望ましい。

- 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項

⇒都市計画法により定められる区域

【現計画：無指定のため現計画記載無し】

○生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定（新設）による生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項 【現計画：記載無し】

- 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項（緑の基本計画で独自に定められる区域（保全配慮地区））

【現計画：無指定のため記載無し】

- 緑化地域における緑化の推進に関する事項 【現計画：無指定のため記載無し】

- 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

（緑の基本計画で独自に定められる区域（緑化重点地区））

【現計画：緑化重点地区無指定のため記載無し】

(2) 現行計画の構成

